

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月19日

【事業年度】 第67期（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

【会社名】 株式会社ヨンドシーホールディングス

【英訳名】 YONDOSHI HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 秀 典

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【電話番号】 (03)5719 - 3429

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【電話番号】 (03)5719 - 3429

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (千円)	48,237,023	49,003,184	50,726,266	52,883,639	49,797,466
経常利益 (千円)	4,886,871	5,642,847	6,186,229	6,854,987	7,796,924
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,788,771	3,183,963	3,612,100	4,277,182	4,962,562
包括利益 (千円)	3,075,796	3,522,062	4,510,836	3,313,260	5,728,116
純資産額 (千円)	40,714,357	43,743,997	45,418,210	45,237,823	49,074,456
総資産額 (千円)	52,903,186	58,086,272	60,577,900	60,576,308	62,420,878
1株当たり純資産額 (円)	1,494.90	1,595.14	1,707.15	1,747.62	1,920.55
1株当たり当期純利益金額 (円)	101.79	116.42	133.90	163.22	193.38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	116.26	133.69	162.92	193.13
自己資本比率 (%)	76.9	75.3	74.9	74.6	78.4
自己資本利益率 (%)	7.1	7.5	8.1	9.4	10.5
株価収益率 (倍)	9.9	13.5	14.9	15.2	13.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,368,090	5,185,207	4,329,603	5,319,822	4,964,266
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,230,564	2,389,299	1,184,752	545,390	2,347,809
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,322,490	823,924	3,298,446	3,739,409	2,305,353
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,111,769	4,093,415	3,952,933	4,985,844	5,288,219
従業員数 (名)	1,852	1,933	1,996	2,050	1,862
(ほか、平均臨時雇用者数)	(986)	(1,050)	(1,021)	(991)	(838)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第63期において希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

3 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、4

ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口(以下「従持信託」という)が所有する当社株式を控除しております。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成28年 2月	平成29年 2月
営業収益 (千円)	1,524,027	1,651,880	1,990,125	2,076,084	2,272,534
経常利益 (千円)	951,457	1,071,127	1,381,202	1,492,505	1,587,473
当期純利益 (千円)	802,218	906,337	1,131,708	341,873	1,333,375
資本金 (千円)	2,486,520	2,486,520	2,486,520	2,486,520	2,486,520
発行済株式総数 (千株)	29,331	29,331	29,331	29,331	29,331
純資産額 (千円)	23,979,365	24,392,771	22,625,921	19,117,336	18,560,868
総資産額 (千円)	33,560,664	36,790,553	36,163,873	35,752,797	36,760,650
1株当たり純資産額 (円)	845.42	854.29	818.07	716.59	703.29
1株当たり配当額 (円)	22.00	30.00	32.00	40.00	50.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(10.50)	(12.50)	(16.00)	(20.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	28.12	31.83	40.26	12.62	50.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	31.79	40.20	12.60	50.45
自己資本比率 (%)	71.4	66.2	62.4	53.3	50.2
自己資本利益率 (%)	3.3	3.7	4.8	1.6	7.1
株価収益率 (倍)	35.7	49.5	50.1	196.6	50.5
配当性向 (%)	78.2	94.2	79.5	316.9	99.0
従業員数 (名)	28	33	23	15	12
(ほか、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(3)	(1)	(1)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第63期において希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

3 1株当たり配当額については、第63期において特別配当1円を、第64期において特別配当5円を含んでおります。

4 提出会社の従業員数は、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

5 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、従持信託が所有する当社株式を控除しております。

2【沿革】

- 昭和25年5月 繊維製品の販売を目的として資本金200万円にて広島市稲荷町に十和織物(株)設立
- 昭和26年2月 商号を十和(株)に変更
- 昭和27年11月 本社を広島市京橋町に移転
- 昭和38年3月 広島衣料(株)を合併
- 昭和42年9月 子会社として(株)フジ設立(現・持分法適用関連会社)
- 昭和44年5月 本社を広島市宝町に移転
- 昭和47年12月 広島証券取引所に株式を上場
- 昭和50年9月 東京都に東京出張所開設(平成3年5月東京本社に改称)
- 昭和53年8月 広島市広島駅前に「駅前十和」開店
- 昭和55年5月 本社を広島市西区商工センターに移転
- 昭和61年4月 子会社として(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ設立(現・連結子会社)
- 昭和62年10月 (株)フジが広島証券取引所に株式を上場、持株の一部を売却したため連結子会社から持分法適用会社へ
- 平成3年9月 商号を(株)アスティに変更
- 平成12年3月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 平成12年10月 子会社である(株)エフ・ディ・シー・プロダクツが東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 平成16年8月 子会社である(株)エフ・ディ・シー・プロダクツが東京証券取引所市場第一部に指定替
- 平成18年8月 子会社である(株)エフ・ディ・シー・プロダクツが株式交換により完全子会社となり東京証券取引所市場第一部の上場を廃止
- 平成18年9月 純粋持株会社へ移行し「(株)F & A アクアホールディングス」に商号変更、
本社を東京都渋谷区に移転
東京証券取引所市場第一部に指定替
- 平成23年6月 本社を東京都品川区に移転
- 平成25年9月 商号を(株)ヨンドシーホールディングスに変更

3【事業の内容】

当社グループは、(株)4 ホールディングス(当社)及び子会社9社並びに関連会社1社で構成され、その主な事業内容は、「4」(ヨンドシー)ジュエリーを中心としたブランドSPA事業、ODMを中心としたアパレルメーカー事業、ホールセール事業、ディベロッパ事業及びリテール事業であります。

さらに、各事業に関する物流及び付帯するサービス業務等を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第40条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

グループの概要は以下のとおりであります。

連結子会社

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ	ジュエリー、バッグ等の企画・製造・販売
(株)アスティ	衣料品、服飾品の企画・製造・販売等
(株)アージュ	衣料品、生活雑貨等の販売
(株)ハートフルアクア	物流、商品検品、ビジネスサポート等
(株)アロックス	物流業務の受託等
(株)アスコット	ベビー服等の企画・製造・販売
(株)エフ・ディ・シィ・フレンズ	ジュエリー、バッグ等の販売
上海亜古亜商貿有限公司	ジュエリーの販売等
AS'TY VIETNAM INC.	バッグ等の製造・加工・輸出及び販売

関連会社

(株)フジ(東証一部)	食料品、衣料品、日用品雑貨の販売
(注) (株)フジは持分法適用関連会社であります。	

セグメント別の概要は以下のとおりであります。

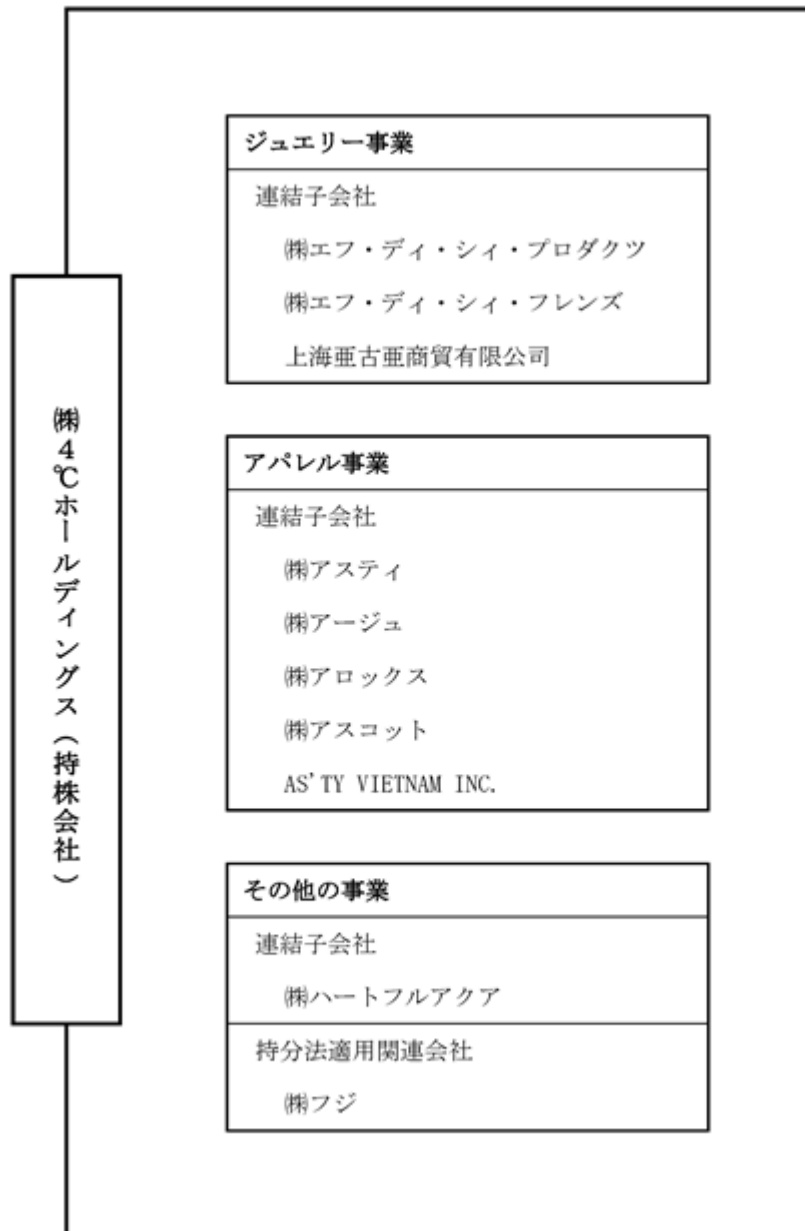
ジュエリー事業

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ及びその子会社は、主にジュエリーやバッグを中心とした商品群において、企画・製造・販売の一貫したブランドビジネスを展開しております。その主なブランドは「4」、「canal 4」(カナルヨンドシー)、「EAUDOUCE 4」(オデュースヨンドシー)、「Luria 4」(ルリアヨンドシー)等であります。

アパレル事業

(株)アスティ及びその子会社は、アパレルやバッグを核に、中国やベトナム、バングラデシュ等の海外生産拠点を強みに企画提案力のあるメーカー機能やアパレル機能を有し、大手アパレル、専門店及びGMSを主たるマーケットに事業展開しております。(株)アージュは、婦人服、服飾雑貨及び実用衣料品を中心とするリテール事業を主として西日本で展開しております。

事業の系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有及び 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エフ・ディ・シー・ プロダクツ(注)3	東京都品川区	400,000	ジュエリー事業	100.0	当社の役員が7名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アスティ(注)3	広島市西区	100,000	アパレル事業	100.0	当社の役員が3名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アージュ	広島市西区	100,000	アパレル事業	100.0	当社の役員が2名兼務しております。 資金援助しております。
㈱ハートフルアクア	東京都品川区	9,000	全社(共通)	100.0 (25.0)	資金提供されております。
㈱アロックス	広島市西区	35,750	アパレル事業	100.0 (100.0)	資金提供されております。
㈱アスコット	東京都品川区	50,000	アパレル事業	100.0 (100.0)	資金援助しております。
㈱エフ・ディ・シー・ フレンズ	東京都品川区	50,000	ジュエリー事業	100.0 (100.0)	当社の役員が5名兼務しております。 資金提供されております。
上海亜古亜商貿有限公司	中国上海市長寧区	2,100,000 USドル	ジュエリー事業	100.0	当社の役員が2名兼務しております。 資金援助しております。
AS'TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォン シティ	1,340,000 USドル	アパレル事業	100.0 (100.0)	当社の役員が1名兼務しております。
(持分法適用関連会社) ㈱フジ(注)4	愛媛県松山市	15,921,446	食料品・衣料品・ 日用雑貨等の販売	22.6 (22.6) 被所有12.4 (0.9)	

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ、㈱アスティ及び㈱アージュについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位:千円)

	㈱エフ・ディ・シー ・プロダクツ	㈱アスティ	㈱アージュ
売上高	33,030,005	8,337,578	8,810,193
経常利益	5,721,526	462,708	241,533
当期純利益	3,638,576	250,481	106,003
純資産額	23,496,365	17,136,213	703,997
総資産額	30,747,905	20,172,327	2,240,758

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
ジュエリー事業	1,201	(195)
アパレル事業	647	(619)
全社(共通)	14	(24)
合計	1,862	(838)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の連結会計年度平均雇用人員であります。
- 3 従業員数が前連結会計年度末と比べて188名減少しておりますが、その主な理由は、アパレル事業において、連結子会社であった㈱三鈴の全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12(1)	49.3	9.1	5,398

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 提出会社の従業員数は全てセグメントの「全社(共通)」に含まれるため、合計人数のみ記載しております。
- 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の事業年度平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和49年に結成された労働組合があり、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に加入しております。平成29年2月28日現在の組合員数は1,464名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の低迷が続くなか、急激な為替の変動、英国のEU離脱問題、米国大統領選挙の影響や中国経済をはじめとする新興国の景気減速懸念等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

流通業界におきましては、節約志向の継続や訪日外国人の消費動向の変化等もあり、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、第4次中期経営計画2年目となる2016年度において、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組むとともに、信頼性の高い企業グループの構築に向け、CSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいりました。

さらに、成長牽引事業と位置づけているジュエリー事業において、ブランド、事業の開発、育成によるチャネル戦略を推進するとともに、アパレル事業の利益改善に取り組んでまいりました。

その結果、当期の連結業績は、売上高497億97百万円（前期比5.8%減）、営業利益65億29百万円（前期比6.8%増）、経常利益77億96百万円（前期比13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益49億62百万円（前期比16.0%増）となりました。

なお、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益は5期連続、経常利益は6期連続で過去最高を更新いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(ジュエリー事業)

ジュエリー事業を展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループでは、主力の「4」ジュエリーにおいて既存店の改装にあわせたゾーン、アイテムの拡充に取り組みました。また、取扱いアイテムを拡大した「canal 4」や、積極的な出店を進めた「Luria 4」、郊外型SCチャネルに展開している「MAISON JEWELL」（メゾンジュエル）が好調に推移いたしました。加えて、2ケタ成長を続けるEC事業も業績を牽引いたしました。

その結果、売上高331億66百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益59億80百万円（前年同期比2.6%増）となり、売上高は5期連続、営業利益は8期連続で過去最高を更新いたしました。

(アパレル事業)

アパレル事業では、アスティグループにおいて、商品提案力と海外生産拠点を活かした主力得意先との取り組み強化等が奏功し、利益が大幅に改善いたしました。(株)アージュでは、主力のデイリーファッション事業「パレット」の出店拡大を進めるとともに販促活動や商品構成力の強化に取り組み、好調に推移いたしました。なお、(株)三鈴は株式譲渡に伴い当連結会計年度より当社の連結子会社から除外しております。

その結果、売上高166億30百万円（前年同期比20.8%減）、営業利益4億94百万円（前年同期比162.1%増）となり、売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を大幅に上回りました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ3億2百万円増加し、当連結会計年度末には52億88百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、資金の増加は49億64百万円（前連結会計年度比3億55百万円減）となりました。これは主に、持分法による投資損益10億88百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、資金の減少は23億47百万円(前連結会計年度比18億2百万円増)となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出25億17百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、資金の減少は23億5百万円(前連結会計年度比14億34百万円減)となりました。これは主に、配当金の支払11億94百万円等によるものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1)仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ジュエリー事業	10,340,548	14.1
アパレル事業	11,505,463	11.8
合計	21,846,012	1.2

- (注) 1 上記金額は、仕入価格によっております。
2 上記金額には、消費税等を含めておりません。

(2)販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ジュエリー事業	33,166,923	4.0
アパレル事業	16,630,542	20.8
合計	49,797,466	5.8

- (注) 上記金額には、消費税等を含めておりません。

3【対処すべき課題】

近年の流通業界では、生活防衛からくる節約志向が継続しており、今後におきましても経営環境はますます厳しい状況で推移するものと思われます。

このような状況のもと、当社は第4次中期経営計画最終年度となる2017年度、引き続き「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組むとともに、信頼性の高い企業グループの構築に向け、CSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいります。

ジュエリー事業を展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループでは、「4」ジュエリーの商品開発力の強化や「4 BRIDAL」（ヨンドシーブライダル）のブライダル専門店としての独自性追求に取り組めます。また、「canal 4」、「Luria 4」等による新規出店も進めてまいります。加えて、新規事業の開発、育成によるチャネル戦略の推進にも取り組んでまいります。

アパレル事業では、アスティグループにおいて、商品企画力と生産管理力の更なる向上に取り組んでまいります。また、(株)アージュはデイリーファッション事業「パレット」の出店拡大による関西西ドミナントの深耕を進めるとともに、引き続き販促活動の強化に取り組んでまいります。

事業ビジョン

エフ・ディ・シー・プロダクツグループにおけるチャネル戦略の推進とゾーン及びアイテム拡大によるジュエリーSPA事業の更なる成長
アスティグループにおけるアパレルメーカー事業の拡大とホールセール事業の再構築
(株)アージュにおける「パレット」の認知度向上によるデイリーファッション事業の拡大
「4」ブランドの価値向上
EC事業の成長
海外小売事業戦略の推進

組織ビジョン

グループシナジー体制の推進
グループ人材育成の推進
グループスタッフ機能の充実と強化
グループ経営管理機能の強化
ワーク・ライフ・バランスを意識した経営の推進

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループ（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

当社並びに当社の子会社及び関連会社(以下「当社グループ」といいます)は、昭和25年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革を恐れず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーやアパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

私達は、お客様に信頼される企業を目指します。

私達は、社員に夢を与える企業を目指します。

私達は、社会に貢献できる企業を目指します。

私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4 ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ジュエリー事業にて展開している「4」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、工場生産から店頭小売までの機能を有するジュエリーSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないよう、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上を目指してまいります。加えて、アパレルメーカー機能においても、商品企画力と海外生産拠点を背景とした品質・コスト競争力に強みを持った提案を特徴としております。

また、財務面においては、高い収益性を誇るジュエリー事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。また、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。さらには、持株会社である(株)ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、視野の広い意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

そして、当社及び当社グループは、2015年度より、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向け、第4次中期経営計画をスタートさせ、取り組むべきコア事業の内容を「事業ビジョン」、それを実現させるための仕組みを「組織ビジョン」、数値目標は「数値ビジョン」として掲げ、成長軌道への転換をより強力に推進しております。

もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってまいりました有形無形の財産と、お取引様及びお客様との強い信頼関係や絆が、ビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指して取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」と総称します）によって経営方針の決定が支配されることに対し相当な措置を講じるため、平成28年5月19日開催の当社第66回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）について、本プランを継続導入することの承認を得ております。

本プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、本プランにおいては、独立委員会による勧告を経たうえで、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことがあることが定められております。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料価格高騰リスクについて

当社グループの主力商品であるジュエリーの主原材料はプラチナ等であり、国際市場商品であるため、流通価格及び為替市場の変動による高騰を販売価格に完全に転嫁できない可能性があります。

(2) 衣料消費の動向や気象条件によるリスクについて

当社グループは、衣料品売上を国内の専門店や量販店の売上に依存しており、個人消費、衣料消費の動向に左右されることが考えられます。また、冷夏、暖冬等の気象条件が市場動向を大きく左右し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社グループにおける海外生産商品については、現地工場との直取引のウエイトが上がってきております。これの決済通貨はUSドルが主体となっており、円貨の対USドルレートの変動によっては経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ブランドの競合によるリスクについて

エフ・ディ・シィ・プロダクツグループの主力商品であるジュエリー、バッグ等のファッション商品は、海外ブランドも含め多くの競合ブランドが存在しています。オリジナリティのある、高品質な商品とサービスの提供に全力を傾注してまいりますが、予測しえない競合状況が発生し、ブランド競争力が低下した場合、またブランドイメージが毀損された場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) カントリーリスクについて

当社グループでは、海外一貫管理体制の構築に向けて、中国やベトナム、バングラデシュ等、海外生産拠点の充実・強化に取り組んでおります。また、エフ・ディ・シィ・プロダクツグループにおきましても、中国に店舗を設けております。しかしながら、これらの海外拠点において、政治・経済情勢の悪化、政変、治安の悪化、テロ・戦争等の発生により生産活動や販売業務に問題が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害・事故によるリスクについて

当社グループの小売店舗及び不動産施設は日本国内に所在し、事業展開を行っております。大地震等予測し得ない自然災害が発生した場合、当社グループの店舗及びその他の不動産施設に物理的に損害が生じ、当社グループの仕入活動や流通・販売活動が阻害され、その結果、当社グループの事業に支障が生じる可能性があります。また、当社グループの供給業者若しくは仕入・流通ネットワークに影響する何らかの事故が発生した場合も同様に、当社グループの事業に支障が生じ、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報流出等のリスクについて

当社グループは、プライバシーポリシー、特定個人情報取扱規程、個人情報管理規程、個人情報取扱細則等を策定し、コンプライアンスの重要性を含めて全社員に教育を実施するとともに、システムセキュリティについてもレベルアップを行いました。しかしながら、以上のような対策を講じたにもかかわらず、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、連結子会社である株式会社三鈴の全株式について、平成28年4月28日付でRIZAPグループ株式会社（旧健康コーポレーション株式会社）との間で株式売買契約を締結し、同日に株式売却を実行いたしました。

詳細は『第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）』に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は185億63百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億38百万円の減少となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が5億34百万円減少したものの、未収入金が1億71百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は438億56百万円となり、前連結会計年度末に比べ21億83百万円の増加となりました。これは主に、投資有価証券が37億57百万円増加したものの、敷金が5億18百万円減少したこと等によるものであります。

流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は86億92百万円となり、前連結会計年度末に比べ16億37百万円の減少となりました。これは主に、未払法人税等が4億3百万円、支払手形及び買掛金が3億33百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は46億54百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億54百万円の減少となりました。これは主に、リース債務が1億69百万円が減少した等によるものであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産は490億74百万円となり、前連結会計年度末に比べ38億36百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金が37億68百万円増加したこと等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額9億52百万円の設備投資を実施しております。

セグメント別には、ジュエリー事業7億49百万円、アパレル事業2億2百万円であります。その主なものは、ジュエリー事業における店舗の出店、改装によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

特記すべき事項はありません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	本社 (東京都品川区)	ジュエリー事業	事務所	571,626	1,803,739 (1,059.10)	24,363	2,399,728	204
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	旧本社(賃貸) (東京都渋谷区)	ジュエリー事業	店舗・事務所	106,836 <106,836>	347,024 <347,024> (440.19)	-	453,860 <453,860>	-
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4 ブライダル神戸店 (神戸市中央区)	ジュエリー事業	店舗	72,372	- (-)	5,709	78,082	6
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4 ブライダル池袋店 (東京都豊島区)	ジュエリー事業	店舗	67,022	- (-)	13,829	80,852	5
㈱アスティ	本社 (広島市西区)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	631,489	719,844 (11,929.38)	92,108	1,443,441	44
㈱アスティ	アスティ広島京橋ビル (広島市南区)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	1,085,965 <372,719>	728,217 (1,315.52)	13,613 <10,070>	1,827,795 <382,789>	-
㈱アスティ	フジ広島店 (広島市中区)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	805 <805>	772,120 <772,120> (15,290.01)	- <->	772,925 <772,925>	-
㈱アスティ	フジ新居浜店 (愛媛県新居浜市)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	461,257 <461,257>	150,158 <150,158> (14,024.68)	- <->	611,415 <611,415>	-

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 上記中<内書>は連結子会社以外への賃貸設備であります。

3 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都品川区)	ジュエリー事業	販売管理システム及び 生産管理システム	71,582	87,083

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	その他	合計	
AS'TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォンシティ	アパレル事業	バッグ等の製造工場	63,092	11,038	74,130	393

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品等であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年5月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,331,356	29,331,356	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株であります。
計	29,331,356	29,331,356	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月13日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数 (個)	8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	800	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	986 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月14日～ 平成29年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 986 資本組入額 493	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の 権利行使の時点において、当社又 は当社子会社の取締役の地位にあ る場合に限り、新株予約権を行使 することができる。ただし、当社 又は当社子会社の取締役の任期満 了による退任、その他正当な事由 により、当社又は当社子会社の取 締役の地位を喪失した場合はこの 限りではない。 その他の条件については、当社 と新株予約権者との間で締結する 「新株予約権割当契約」に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議に よる承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成25年6月12日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数 (個)	684	642
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	68,400	64,200
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,641 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日～ 平成30年7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,641 資本組入額 821	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1．に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年7月24日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数 (個)	367 (注) 1	328 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	36,700 (注) 1	32,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数 (個)	248 (注) 1	234 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	24,800 (注) 1	23,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年7月6日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数 (個)	1,020 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	102,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,945 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月21日～ 平成32年8月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,945 資本組入額 1,473	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年6月8日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	270(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日～ 平成33年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の 権利行使の時点において、当社又 は当社子会社の取締役の地位にあ る場合に限り、新株予約権を行使 することができる。ただし、当社 又は当社子会社の取締役の任期満 了による退任、その他正当な事由 により、当社又は当社子会社の取 締役の地位を喪失した場合はこの 限りではない。 その他の条件については、当社 と新株予約権者との間で締結する 「新株予約権割当契約」に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議に よる承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	(注)3	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第10回新株予約権

	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	247(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,700(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日～ 平成33年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月19日(注)	1,000,000	29,331,356	-	2,486,520	-	14,838,777

(注) 平成23年4月19日付の自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	43	29	261	130	5	9,150	9,618	-
所有株式数 (単元)	-	89,149	3,391	63,947	27,748	4	108,577	292,816	49,756
所有株式数 の割合(%)	-	30.44	1.16	21.84	9.48	-	37.08	100.00	-

- (注) 1 自己株式2,968,839株は、「個人その他」に29,688単元及び「単元未満株式の状況」に39株含めて記載しております。
- 2 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に5単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成29年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	3,025	10.31
(株)広島銀行(常任代理人資産管理 サービス信託銀行(株))	広島市中区紙屋町一丁目3番8号(東京都中 央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリ トンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,314	4.48
第一生命保険(株)(常任代理人資産管 理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号(東京 都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,254	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	839	2.86
4 ホールディングスグループ 共栄会	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	805	2.75
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	781	2.66
(株)伊予銀行(常任代理人資産管理 サービス信託銀行(株))	愛媛県松山市南堀端町1番地(東京都中央区 晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリト ンスクエアオフィスタワーZ棟)	739	2.52
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	580	1.98
(株)もみじ銀行(常任代理人日本マス タートラスト信託銀行(株))	広島市中区胡町1番24号(東京都港区浜松町 2丁目11番3号)	477	1.63
尾山 嗣雄	広島市	456	1.55
計	-	10,273	35.03

(注) 1 4 ホールディングスグループ共栄会は、当社の子会社と密接な取引関係にある取引先によって結成されて
いる任意の団体であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式2,968千株(10.12%)があります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,968,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,312,800	263,128	-
単元未満株式	普通株式 49,756	-	-
発行済株式総数	29,331,356	-	-
総株主の議決権	-	263,128	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)、ならびに信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株)(従持信託)が所有している当社株式134,200株(議決権1,342個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株及び当社保有の自己株式39株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株ヨンドシー ホールディングス	東京都品川区上大崎 二丁目19番10号	2,968,800	-	2,968,800	10.12
計	-	2,968,800	-	2,968,800	10.12

(注) 上記のほか、信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株)(従持信託)が所有している当社株式134,200株を、自己株式として表示しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成24年6月13日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社子会社取締役及び相談役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計58,600株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	986円(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年7月14日～平成29年7月13日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成25年6月12日取締役会決議)

決議年月日	平成25年6月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 当社子会社従業員 343名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計120,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1,641円(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日～平成30年7月12日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成26年7月24日取締役会決議)

決議年月日	平成26年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社子会社取締役 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計61,500株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,366円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～平成31年8月21日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成27年7月6日取締役会決議)

決議年月日	平成27年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名 当社子会社従業員 604名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計102,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,945円(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年8月21日～平成32年8月20日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成28年6月8日取締役会決議)

決議年月日	平成28年6月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く)6名 当社子会社取締役 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計51,700株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,362円(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日~平成33年7月14日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は4ホールディングスグループ従業員持株会（以下「本持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、野村信託銀行(株)（従持信託）が、従業員持株会専用信託（以下「本信託」という。）の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として取得します。当該借入は、貸付人を(株)広島銀行東京支店、借入人を野村信託銀行(株)（従持信託）、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、野村信託銀行(株)（従持信託）が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文に関する覚書に基づき、信託期間（5年）において、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々で売り付けることになっています。野村信託銀行(株)（従持信託）は、当該売り付けられる当社株式の売却代金として、本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を(株)広島銀行東京支店からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭を、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行(株)と当社が事務委託契約を締結しており、当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行いません。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行(株)に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、本持株会理事が就任します。

従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

199千株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日において生存し、かつ、本持株会に加入している者とし、（但し、平成27年7月28日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍又は役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。）なお、受益確定手続開始日において、当社グループの役員または従業員として在籍していない者については、所定の書類を、信託管理人を通じて受託者たる野村信託銀行(株)に送付することによって受益の意思表示を行った者を受益者とし、

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年8月23日)での決議状況 (取得日 平成28年8月24日)	400,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	400,000	865,200,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 上記の取得自己株式は、平成28年8月23日開催の取締役会において決議された市場内立会外取引による取得であり、その概要は以下のとおりです。

取得日 : 平成28年8月24日

買付価格 : 普通株式1株につき金2,155円

取得株式総数 : 400,000株

取得価額の総額 : 865,200,000円

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	271	687,018
当期間における取得自己株式	44	116,688

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1	7,709	15,354,666	9,500	19,045,951
保有自己株式数	2,968,839	-	2,959,383	-

(注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数7,600株、処分価額の総額15,138,112円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数109株、処分価額の総額216,554円)であります。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、安定的・継続的な配当を基本としつつ、機動的に自社株買いを実施すること等により利益還元の水準向上を目指しております。また、第4次中期経営計画において、配当性向を中期的、段階的に30%まで引き上げる方針を掲げております。

この方針に基づき、当期末の配当につきましては、1株当たり25円とさせていただきました。当中間期末の配当（1株当たり25円）と合わせまして、通期では50円とさせていただきました。

次期の配当につきましては、中間、期末ともに32.5円の年間65円を予定しております。

その他に、株主優待制度を設けており、期末現在株主様を対象に、当社グループの「株主ご優待券」、「当社グループ商品」、そしてCSR型の優待として「日本水フォーラムへの寄付」の3つの中からいずれか1つをお選びいただくものとなっております。

また、今後の事業展開に備えてグループ収益力の向上と経営基盤の強化に努め、将来にわたり株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。内部留保につきましては、一段と激化する企業間競争に耐えうる経営体質の強化と、新規市場の開拓、新ブランドの開発、M & A等の事業展開に備えてまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
平成28年10月11日取締役会	658,977	25.0
平成29年5月18日定時株主総会	659,062	25.0

平成28年10月11日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,825千円、平成29年5月18日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,355千円を含めて表示しております。

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
最高（円）	1,078	2,059	2,460	3,080	2,896
最低（円）	770	1,007	1,520	1,701	1,901

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年9月	10月	11月	12月	平成29年1月	2月
最高（円）	2,341	2,632	2,649	2,642	2,559	2,628
最低（円）	2,212	2,344	2,493	2,417	2,383	2,453

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会長		木 村 祭 氏	昭和26年9月11日	昭和49年4月 当社入社 平成4年3月 当社T-WORD事業部長 平成4年5月 当社取締役 平成6年3月 当社常務取締役 平成8年3月 当社専務取締役 平成12年3月 当社代表取締役専務 平成13年5月 (株)アージュ代表取締役社長 平成16年3月 当社代表取締役副社長 平成18年9月 (株)アスティ代表取締役副社長 平成19年3月 当社代表取締役社長 (株)アスティ代表取締役社長 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長(現) 平成25年3月 当社代表取締役会長(現) (株)アスティ代表取締役会長(現)	(注)2	42
代表取締役 社長		鈴 木 秀 典	昭和30年6月16日	昭和54年4月 当社入社 平成21年3月 当社営業部長 平成21年5月 当社取締役 平成23年3月 当社常務取締役 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役 平成25年3月 当社代表取締役社長(現) (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役社長(現) 平成28年3月 (株)エフ・ディ・シー・フレンズ代表取締 役会長(現)	(注)2	36
専務取締役 執行役員	(株)エフ・ ディ・シー・ プロダクツ 担当	瀧 口 昭 弘	昭和41年5月26日	平成元年4月 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 入社 平成18年3月 同社ジュエリー事業部長 平成23年3月 同社常務取締役 平成23年5月 当社取締役 平成25年3月 当社常務取締役 平成27年3月 当社常務取締役執行役員 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役執行役員(現) 平成28年3月 当社専務取締役執行役員(現)	(注)2	28
常務取締役 執行役員	(株)エフ・ ディ・シー・ プロダクツ 担当営業部長	久 留 米 俊 文	昭和37年9月8日	昭和61年4月 当社入社 平成21年3月 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 商品第一部長 平成23年3月 同社取締役 平成25年5月 当社取締役 平成26年3月 当社営業部長 平成27年3月 当社取締役執行役員 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役執行役員(現) 平成28年3月 当社常務取締役執行役員(現)	(注)2	11
取締役 執行役員	財務担当	西 村 政 彦	昭和37年5月11日	昭和60年4月 当社入社 平成17年3月 当社財務部長(現) 平成20年5月 当社取締役 平成21年3月 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役 平成25年3月 当社業務部長 平成27年3月 当社取締役執行役員(現) (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役執行役員(現)	(注)2	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 (監査等委員) (常勤)		岩 森 真 彦	昭和32年12月4日	昭和60年7月 当社入社 平成21年3月 当社経営企画部長 平成21年5月 当社取締役 平成23年3月 当社常務取締役 株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役 平成27年3月 当社常務取締役執行役員 株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役執行役員 平成28年3月 株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツ 監査役(現) 平成28年5月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	11
取締役 (監査等委員)		神 垣 清 水	昭和20年7月1日	昭和48年4月 東京地方検察庁検事 平成12年10月 那覇地方検察庁検事正 平成15年9月 最高検察庁総務部長 平成16年12月 千葉地方検察庁検事正 平成17年8月 横浜地方検察庁検事正 平成19年7月 公正取引委員会委員 平成24年7月 日比谷総合法律事務所 弁護士(現) 平成25年6月 三菱食品(株)社外監査役(現) アルフレッサホールディングス(株) 社外監査役(現) 平成26年6月 公益財団法人ベルマーク 教育助成財団理事(現) 平成27年4月 摂南大学法学部客員教授(現) 平成27年5月 当社取締役(監査等委員)(現) 平成27年6月 (株)ユニバーサルエンターテインメント 社外取締役(現)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)		秋 山 豊 正	昭和29年2月28日	平成9年7月 東京国税局調査部主査 平成18年7月 東村山税務署法人課税部門 統括国税調査官 平成20年9月 税理士法人タックス・マスター 税理士(現) 平成27年6月 公益財団法人国際開発救済財団監事(現) 平成28年5月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	-
計						150

- (注) 1 平成27年5月21日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
- 2 取締役の任期は、平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役に選任された岩森真彦氏、秋山豊正氏の任期は、平成28年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役に選任された神垣清水氏の任期は、平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員である取締役に選任された神垣清水及び秋山豊正の各氏は、会社法施行規則(会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号))第2条第3項第5号規定の社外役員に該当する社外取締役(改正会社法第2条第15号)であります。
- 6 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 7 当社は、平成29年5月18日開催の定時株主総会において、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
秦 清	昭和22年3月17日	昭和49年4月 弁護士登録 昭和49年4月 弁護士事務所開業(現) 平成11年4月 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長 平成13年3月 広島県労働委員会公益委員 平成16年7月 広島市安佐北区選挙管理委員会委員長 平成18年5月 株式会社アスティ社外取締役 平成20年4月 広島県呉市公平委員会委員長(現) 平成23年7月 年金記録確認広島地方第三者委員会委員 平成24年6月 株式会社ウッドワン社外監査役 平成27年4月 中国四国地方年金記録訂正審議会委員(現) 平成27年6月 株式会社ウッドワン社外取締役(現) 平成27年6月 広島電鉄株式会社社外取締役(現) 平成28年4月 広島県呉市行政不服審査会委員(現)	(注)	-

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

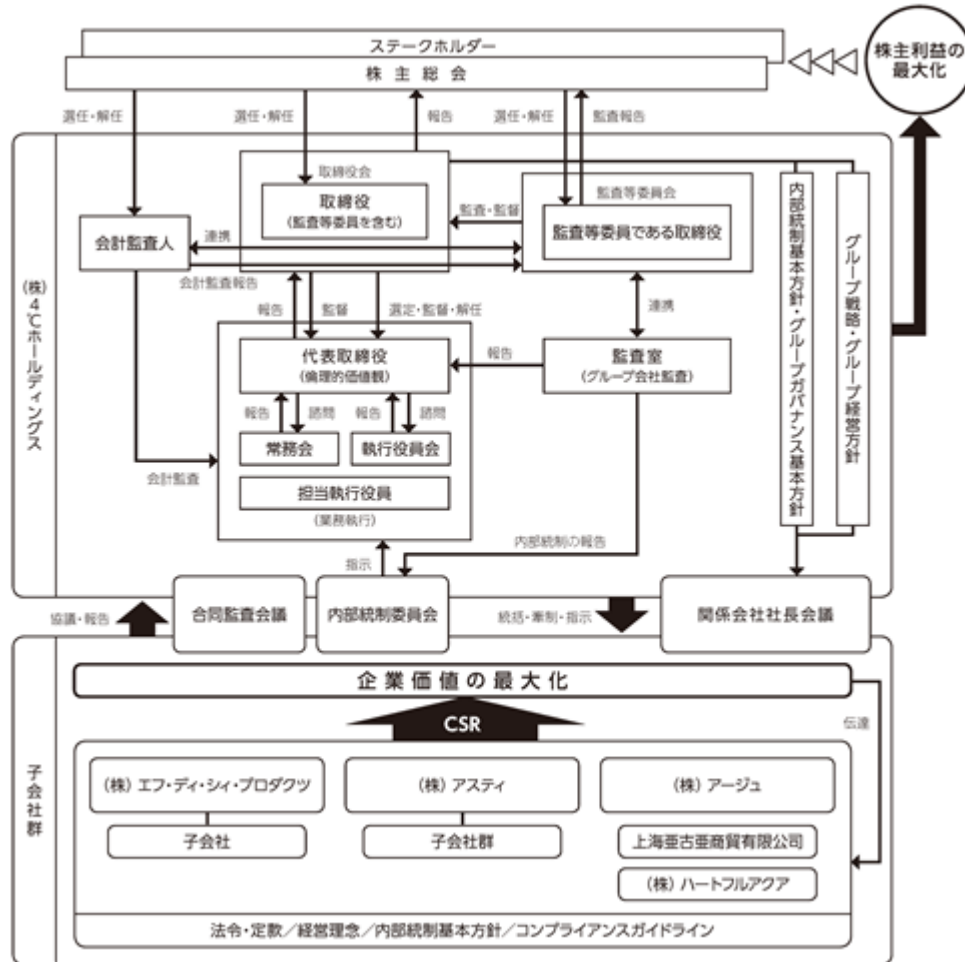
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実いたします。

さらにその継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業グループとして社会の信頼と責任に応えてまいります。

企業統治の体制

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は8名、うち、監査等委員である取締役3名（有価証券報告書提出日現在）で構成されております。毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督する体制となっております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名（有価証券報告書提出日現在）で構成されており、うち2名は社外取締役であります。監査等委員である取締役は取締役会のほか社内の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性および妥当性の観点から監査を行っており、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

また、毎月定例に常務会及び部長以上による執行役員会を開催し、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図り、社内コミュニケーションの維持・向上と会社方針等の徹底を図っております。

さらに、グループ経営方針及びグループガバナンス基本方針に基づき、各社の企業価値の最大化を図るとともに、グループガバナンスの徹底を図る体制をとっております。具体的には、関係会社社長会議を定期的に行い、グループ経営方針の徹底と経営における透明性、健全性及びコンプライアンスの徹底を図っております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、コンプライアンス等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築、維持・向上に向けた施策を実施するとともに、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの整備と運用状況を含め、取締役の職務執行の監視を行い、適宜意見を述べております。具体的には、グループガバナンス基本方針に基づき、グループ会社のコンプライアンスガイドラインの制定やグループ会社従業員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する教育・研修を指導・支援し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

また、コンプライアンスガイドラインに基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制において、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ会社のリスクマネジメント等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、同委員会運営規程に基づき、その対策実施状況の把握、有効性の評価等を実施しております。また、同委員会には、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの構築と運用状況の監視を行い、適宜意見を述べるものといたします。具体的には、リスク管理基本方針に基づき、グループ会社のリスクの洗い出し、算定、評価、選定を行い、必要な施策を講じるとともに、重要なリスクについては適時開示しております。

ニ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社及び持分法適用会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、取締役会にて重要な事項に関する報告を受け、必要に応じて承認を行っております。また、同規程に基づき重要書類の整備保管を行っております。

ホ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査等委員会による監査

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換を行っております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、常務会、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧しております。

当社は、監査等委員会を補助すべき体制として監査室を設置し、その構成員について監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させております。

また監査等委員会は、業容の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図っております。

そして、前項の使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ております。

内部監査につきましては、専従組織として監査室（2名内2名兼任）を設置し、必要に応じて監査等委員会、会計監査人と連携を取りつつ、規程運用や業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な関係を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持しております。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の合同監査会議を定期的に行い、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものといたします。

社外取締役

イ 当社における社外取締役の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、専門的な知識や経験、能力等を当社取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実に活かしていただくことを目的に社外取締役を2名選任しており、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当該社外取締役と当社との利害関係はありません。

取締役会に毎回出席し、公正にして中立な立場から経営の監督とチェック機能の役割を果たすとともに、取締役会の議案について議決権を行使いたします。

ロ 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

また、社外取締役の2名は、経営の監視機能を果たすにあたり幅広い経験と知識を有していると考えております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	93,014	51,300	7,414	17,550	16,750	7
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	7,490	5,850	310	550	780	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役)	9,790	7,580	-	950	1,260	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成27年5月21日開催の第65回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額216,000千円、監査等委員である取締役は年額24,000千円を限度とすることが定められております。

平成28年5月19日開催の第66回定時株主総会において、上記とは別枠で取締役(監査等委員である取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権に関する報酬等の額を、年額60,000千円以内の範囲で割り当てることが定められております。

ニ 賞与は、当事業年度に役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額であります。

ホ 退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

株式の保有状況

当社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
2 銘柄 7,536千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命保険(株)	3,400	4,651	取引関係の強化・維持
(株)ユナイテッドアローズ	100	520	取引関係の強化・維持

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命保険(株)	3,400	7,182	取引関係の強化・維持
(株)ユナイテッドアローズ	100	353	取引関係の強化・維持

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
当該事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社アスティについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

27銘柄5,412,415千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	7,977,316	3,748,995	取引関係の強化・維持
(株)伊予銀行	497,101	388,235	取引関係の強化・維持
コカ・コーラウエスト(株)	145,733	367,975	取引関係の強化・維持
西川ゴム工業(株)	188,145	342,047	取引関係の強化・維持
広島ガス(株)	798,000	292,068	取引関係の強化・維持
アルフレッサホールディングス(株)	116,560	238,248	取引関係の強化・維持
(株)広島銀行	557,975	234,907	取引関係の強化・維持
(株)ジェイ・エム・エス	561,000	161,007	取引関係の強化・維持
(株)リテールパートナーズ	152,359	159,672	取引関係の強化・維持
長野計器(株)	225,471	135,508	取引関係の強化・維持
(株)山口フィナンシャルグループ	103,688	110,220	取引関係の強化・維持
M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス(株)	34,800	106,940	取引関係の強化・維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	30,838	97,571	取引関係の強化・維持
(株)ユーシン	94,000	63,168	取引関係の強化・維持
(株)中電工	26,172	61,163	取引関係の強化・維持
(株)ウッドワン	258,000	60,888	取引関係の強化・維持
(株)オンワードホールディングス	86,839	59,571	取引関係の強化・維持
福山通運(株)	94,793	50,240	取引関係の強化・維持
(株)インフォメーションクリエイティブ	50,000	37,850	取引関係の強化・維持
(株)エディオン	34,340	30,287	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス(株)	7,275	28,634	取引関係の強化・維持
(株)ソルコム	115,095	27,968	取引関係の強化・維持
(株)愛媛銀行	121,205	25,937	取引関係の強化・維持
第一生命保険(株)	16,900	23,119	取引関係の強化・維持
(株)コンセック	148,060	21,616	取引関係の強化・維持
(株)天満屋ストア	21,342	21,150	取引関係の強化・維持
エイチ・ツー・オー・リテイリング(株)	10,716	20,842	取引関係の強化・維持
東洋証券(株)	62,541	18,199	取引関係の強化・維持
(株)日阪製作所	18,000	13,824	取引関係の強化・維持
ユニー(株)	16,509	12,068	取引関係の強化・維持

（注） 上記のうち上位23銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

(当事業年度)
特定投資株式

	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	7,977,316	3,748,995	取引関係の強化・維持
(株)伊予銀行	497,101	411,599	取引関係の強化・維持
(株)広島銀行	557,975	296,284	取引関係の強化・維持
(株)リテールパートナーズ	152,359	172,165	取引関係の強化・維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	30,838	134,977	取引関係の強化・維持
(株)山口フィナンシャルグループ	103,688	134,379	取引関係の強化・維持
MS & A Dインシュアランスグループ ホールディングス(株)	34,800	132,205	取引関係の強化・維持
(株)オンワードホールディングス	97,423	81,056	取引関係の強化・維持
福山通運(株)	94,793	64,364	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス(株)	7,275	35,785	取引関係の強化・維持
第一生命保険(株)	16,900	35,701	取引関係の強化・維持
(株)愛媛銀行	24,241	33,622	取引関係の強化・維持
(株)天満屋ストア	21,944	22,998	取引関係の強化・維持
エイチ・ツー・オー・リテイリング(株)	10,988	20,899	取引関係の強化・維持
(株)りそなホールディングス	28,196	17,678	取引関係の強化・維持
東洋証券(株)	62,541	17,198	取引関係の強化・維持
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株) (注)2	2,341	16,063	取引関係の強化・維持
イオン(株)	8,929	14,956	取引関係の強化・維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,242	9,033	取引関係の強化・維持
グンゼ(株)	19,541	8,070	取引関係の強化・維持
イオン九州(株)	1,200	2,158	取引関係の強化・維持
(株)オリエンタルランド	228	1,439	取引関係の強化・維持

(注)1 上記のうち上位12銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

2 ユニー(株)は、平成28年9月に(株)ファミリーマートに吸収合併されております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	受取配当金 の合計額 (千円)	売却損益 の合計額 (千円)	評価損益 の合計額 (千円)
非上場株式	-	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	2,080,071	41,344	0	821,159

会計監査の状況

会計監査業務は有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。

監査業務を執行しております公認会計士、補助者の状況は以下のとおりであります。

業務執行社員 公認会計士 白井 正
 業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎
 監査業務に係る補助者
 公認会計士 9名 その他 7名

取締役の定数

当社の取締役は14名以内である旨を定款で定めております。

取締役の員数14名のうち、監査等委員である取締役は4名以内である旨を定款で定めております。

当社の定款規定について

イ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

ロ 自己の株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ニ 取締役の責任免除

当社は、平成27年5月21日開催の定時株主総会において、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定款で定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	38,000	-	36,500	-
連結子会社	-	-	-	-
合計	38,000	-	36,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案し監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等に関し適正に開示できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等に積極的に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,145,844	2,088,219
受取手形及び売掛金	3,671,116	3,137,084
有価証券	3,140,000	3,200,000
商品及び製品	7,612,167	7,453,776
仕掛品	746,972	844,796
原材料及び貯蔵品	702,663	703,247
繰延税金資産	520,738	576,831
前渡金	2,677	5,280
未収入金	130,500	301,829
その他	241,858	255,212
貸倒引当金	11,940	2,357
流動資産合計	18,902,600	18,563,921
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,028,177	5,682,408
土地	4 5,528,465	4 5,492,215
リース資産(純額)	258,728	135,888
その他(純額)	843,549	815,913
有形固定資産合計	2 12,658,921	2 12,126,426
無形固定資産		
のれん	5,213,301	4,716,796
リース資産	288,720	150,972
商標権	1,143	883
その他	84,409	61,419
無形固定資産合計	5,587,575	4,930,072
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 3 18,490,635	1, 3 22,248,070
差入保証金	334,717	267,444
長期貸付金	18,118	19,099
繰延税金資産	674,181	753,485
再評価に係る繰延税金資産	75,412	71,490
投資不動産(純額)	458,477	453,866
退職給付に係る資産	391,765	520,200
敷金	2,414,191	1,895,332
破産更生債権等	85,924	79,906
その他	598,005	599,713
貸倒引当金	114,219	108,150
投資その他の資産合計	23,427,211	26,800,458
固定資産合計	41,673,708	43,856,957
資産合計	60,576,308	62,420,878

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 4,289,341	1 3,955,932
リース債務	280,597	199,671
未払法人税等	1,545,501	1,141,834
賞与引当金	528,148	351,451
役員賞与引当金	56,600	65,050
資産除去債務	13,391	1,000
その他	3,616,441	2,977,267
流動負債合計	10,330,022	8,692,207
固定負債		
長期借入金	478,810	378,940
リース債務	345,705	175,981
長期預り保証金	324,428	317,622
繰延税金負債	1,565,624	1,687,876
退職給付に係る負債	669,081	573,336
役員退職慰労引当金	433,131	378,418
資産除去債務	1,040,972	993,306
その他	150,709	148,733
固定負債合計	5,008,462	4,654,214
負債合計	15,338,485	13,346,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金	18,146,513	18,145,727
利益剰余金	29,958,714	33,727,198
自己株式	5,768,298	6,510,635
株主資本合計	44,823,450	47,848,810
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	810,524	1,336,181
繰延ヘッジ損益	34,981	16,959
土地再評価差額金	4 158,063	4 161,985
為替換算調整勘定	81,167	72,940
退職給付に係る調整累計額	353,371	153,265
その他の包括利益累計額合計	345,275	1,110,829
新株予約権	69,097	114,815
純資産合計	45,237,823	49,074,456
負債純資産合計	60,576,308	62,420,878

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	52,883,639	49,797,466
売上原価	1 22,051,666	1 20,449,099
売上総利益	30,831,973	29,348,366
販売費及び一般管理費	2 24,717,982	2 22,818,564
営業利益	6,113,990	6,529,802
営業外収益		
受取利息	15,823	15,564
受取配当金	87,600	90,914
持分法による投資利益	481,960	1,088,146
投資不動産賃貸料	95,353	73,140
為替差益	4,015	-
その他	96,787	41,324
営業外収益合計	781,540	1,309,089
営業外費用		
支払利息	801	239
投資不動産減価償却費	5,950	4,697
投資不動産管理費用	2,046	2,046
自己株式取得費用	25,600	833
為替差損	-	16,114
その他	6,145	18,035
営業外費用合計	40,543	41,967
経常利益	6,854,987	7,796,924
特別利益		
投資有価証券売却益	64,675	-
固定資産売却益	3 67,167	-
受取和解金	-	23,400
特別利益合計	131,842	23,400
特別損失		
減損損失	4 227,936	4 261,928
関係会社株式売却損	-	493,781
店舗閉鎖損失	6,359	22,469
建物解体費用	24,372	-
たな卸資産廃棄損	-	13,658
ブランド整理損	-	84,541
特別損失合計	258,668	876,379
税金等調整前当期純利益	6,728,161	6,943,945
法人税、住民税及び事業税	2,557,311	2,264,107
法人税等調整額	106,332	282,725
法人税等合計	2,450,978	1,981,382
当期純利益	4,277,182	4,962,562
親会社株主に帰属する当期純利益	4,277,182	4,962,562

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
当期純利益	4,277,182	4,962,562
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	586,514	435,793
繰延ヘッジ損益	48,186	50,485
土地再評価差額金	75,412	3,922
為替換算調整勘定	3,887	8,226
退職給付に係る調整額	199,300	106,602
持分法適用会社に対する持分相当額	201,446	184,821
その他の包括利益合計	1,963,922	1,765,553
包括利益	3,313,260	5,728,116
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,313,260	5,728,116
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式				
				自己株式	自己株式 (従持信託所 有分)	自己株式 合計		
当期首残高	2,486,520	18,230,806	26,633,216	3,185,492	99,350	3,284,842	44,065,700	
会計方針の変更による 累積的影響額			24,928				24,928	
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,486,520	18,230,806	26,658,145	3,185,492	99,350	3,284,842	44,090,629	
当期変動額								
剰余金の配当			976,612				976,612	
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,277,182				4,277,182	
自己株式の取得				2,602,207	549,252	3,151,460	3,151,460	
自己株式の処分		5,710		76,979		76,979	82,689	
持分法適用会社から の自己株式取得による 変動		90,003					90,003	
持分法適用会社が保有 する当社株式持分の変 動				421,017		421,017	421,017	
自己株式の 従持信託からの売却					170,008	170,008	170,008	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	84,293	3,300,569	2,104,210	379,244	2,483,455	732,820	
当期末残高	2,486,520	18,146,513	29,958,714	5,289,702	478,595	5,768,298	44,823,450	

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累 計額	その他の 包括利益累計 額合計		
当期首残高	1,481,757	13,339	233,476	85,054	37,476	1,309,198	43,311	45,418,210
会計方針の変更による 累積的影響額								24,928
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,481,757	13,339	233,476	85,054	37,476	1,309,198	43,311	45,443,139
当期変動額								
剰余金の配当								976,612
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,277,182
自己株式の取得								3,151,460
自己株式の処分								82,689
持分法適用会社から の自己株式取得による 変動								90,003
持分法適用会社が保有 する当社株式持分の変 動								421,017
自己株式の 従持信託からの売却								170,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	671,232	48,320	75,412	3,887	315,894	963,922	25,786	938,136
当期変動額合計	671,232	48,320	75,412	3,887	315,894	963,922	25,786	205,315
当期末残高	810,524	34,981	158,063	81,167	353,371	345,275	69,097	45,237,823

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式				
				自己株式	自己株式 （従持信託所 有分）	自己株式 合計		
当期首残高	2,486,520	18,146,513	29,958,714	5,289,702	478,595	5,768,298	44,823,450	
当期変動額								
剰余金の配当			1,194,078				1,194,078	
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,962,562				4,962,562	
自己株式の取得				865,887		865,887	865,887	
自己株式の処分		785		15,354		15,354	14,569	
自己株式の 従持信託からの売却					108,194	108,194	108,194	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	785	3,768,483	850,532	108,194	742,337	3,025,360	
当期末残高	2,486,520	18,145,727	33,727,198	6,140,235	370,400	6,510,635	47,848,810	

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累 計額	その他の 包括利益累計 額合計		
当期首残高	810,524	34,981	158,063	81,167	353,371	345,275	69,097	45,237,823
当期変動額								
剰余金の配当								1,194,078
親会社株主に帰属する 当期純利益								4,962,562
自己株式の取得								865,887
自己株式の処分								14,569
自己株式の 従持信託からの売却								108,194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	525,656	51,940	3,922	8,226	200,105	765,553	45,718	811,271
当期変動額合計	525,656	51,940	3,922	8,226	200,105	765,553	45,718	3,836,632
当期末残高	1,336,181	16,959	161,985	72,940	153,265	1,110,829	114,815	49,074,456

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,728,161	6,943,945
減価償却費	1,191,512	1,176,146
減損損失	227,936	261,928
のれん償却額	496,504	496,504
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,845	15,439
賞与引当金の増減額（は減少）	172,463	157,977
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	115,449	71,966
その他の引当金の増減額（は減少）	62,489	10,753
受取利息及び受取配当金	103,424	106,478
受取和解金	-	23,400
支払利息	801	239
持分法による投資損益（は益）	481,960	1,088,146
為替差損益（は益）	2,245	4,662
固定資産売却損益（は益）	67,166	-
投資有価証券売却損益（は益）	64,675	-
関係会社株式売却損益（は益）	-	493,781
売上債権の増減額（は増加）	217,696	313,902
たな卸資産の増減額（は増加）	88,298	365,560
仕入債務の増減額（は減少）	119,541	185,981
未払消費税等の増減額（は減少）	65,483	159,233
前受金の増減額（は減少）	38,995	163,608
未払金の増減額（は減少）	549,568	615
その他の資産の増減額（は増加）	4,060	213,935
その他の負債の増減額（は減少）	86,849	135,415
小計	7,597,973	7,407,366
利息及び配当金の受取額	225,308	226,138
利息の支払額	801	239
和解金の受取額	-	23,400
法人税等の支払額	2,502,657	2,692,397
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,319,822	4,964,266

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,063,206	926,305
有形固定資産の売却による収入	3,831	12,543
無形固定資産の取得による支出	12,810	6,754
有価証券の償還による収入	150,000	300,000
投資有価証券の取得による支出	17,724	2,517,217
投資有価証券の売却による収入	296,370	0
投資有価証券の償還による収入	-	500,000
投資不動産の売却による収入	352,250	-
長期貸付けによる支出	6,177	5,960
長期貸付金の回収による収入	10,327	4,979
長期前払費用の取得による支出	209,566	117,120
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	2,402,580
その他の支出	313,088	248,898
その他の収入	264,403	254,343
投資活動によるキャッシュ・フロー	545,390	2,347,809
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	549,800	-
長期借入金の返済による支出	119,300	99,870
自己株式の取得による支出	3,151,460	865,887
自己株式の売却による収入	69,243	119,555
配当金の支払額	976,612	1,194,078
その他の支出	111,079	265,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,739,409	2,305,353
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,111	8,728
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,032,910	302,375
現金及び現金同等物の期首残高	3,952,933	4,985,844
現金及び現金同等物の期末残高	1,498,844	1,528,219

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社
主要な連結子会社の名称 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ、(株)アスティ、
(株)アージュ

連結子会社であった(株)三鈴は、保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
関連会社名 (株)フジ
(2) 持分法を適用していない関連会社数 該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、AS'TY VIETNAM INC.及び上海亜古亜商貿有限公司(いずれも12月31日)を除き、連結決算日と一致しております。

なお、AS'TY VIETNAM INC.及び上海亜古亜商貿有限公司については、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じたAS'TY VIETNAM INC.及び上海亜古亜商貿有限公司との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

商品及び製品 主として移動平均法による原価法によっております。

仕掛品 主として移動平均法による原価法によっております。

原材料及び貯蔵品 主として移動平均法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出しております。

デリバティブ 時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、採用している耐用年数は以下のとおりであります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～60年

その他 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約取引については、繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約取引 外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の均等償却によっております。

ただし、株式交換により発生したのれんについては20年間の均等償却によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券	25,847千円	25,847千円

担保権によって担保されている債務

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
支払手形及び買掛金	23,622千円	27,695千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,479,761千円	11,584,840千円

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券(株式)	13,258,032千円	14,411,340千円

4 土地の再評価

前連結会計年度(平成28年2月29日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上原価	58,521千円	493,122千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
運賃及び荷造費	693,168千円	708,165千円
広告宣伝費	2,037,182	2,058,801
給料及び手当	5,886,471	5,149,803
従業員賞与金	333,171	383,323
貸倒引当金繰入額	3,910	15,141
賞与引当金繰入額	548,932	310,908
役員賞与引当金繰入額	56,600	65,050
退職給付費用	47,827	117,764
役員退職慰労引当金繰入額	54,505	49,556
業務委託費	734,337	749,134
借地借家料	7,854,385	7,000,918
減価償却費	1,106,172	1,156,008
のれん償却額	496,504	496,504

3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物及び構築物	26千円	- 千円
土地	-	-
その他	79	-
投資不動産	67,060	-
計	67,167	-

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

場所	用途	種類	減損損失
岩手県盛岡市	店舗	建物その他	41,357千円
大阪府堺市	店舗	建物その他	15,489
広島県広島市	店舗	建物その他	14,542
埼玉県羽生市	店舗	建物その他	12,809
千葉県柏市	店舗	建物その他	12,665
千葉県千葉市	店舗	建物その他	11,417
その他	その他	その他	119,654
合計			227,936

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、ジュエリー事業、アパレル事業における店舗については個々の店舗ごとに、アパレル事業の賃貸物件については個々の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(227,936千円)として特別損失に計上しました。

なお、これらの回収可能価額は店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
広島市南区	店舗	建物その他	85,701千円
東京都武蔵野市	店舗	建物その他	44,448
大阪府吹田市	店舗	建物その他	16,800
沖縄県那覇市	店舗	建物その他	16,140
兵庫県姫路市	店舗	建物その他	13,445
東京都立川市	店舗	建物その他	12,482
大阪府泉大津市	店舗	建物その他	12,257
兵庫県猪名川町	店舗	建物その他	10,068
その他	その他	その他	50,583
合計			261,928

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、ジュエリー事業、アパレル事業における店舗については個々の店舗ごとに、アパレル事業の賃貸物件については個々の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（261,928千円）として特別損失に計上しました。

なお、これらの回収可能価額は店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	951,802千円	629,484千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	951,802	629,484
税効果額	365,288	193,691
その他有価証券評価差額金	586,514	435,793
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	75,163	77,885
税効果調整前	75,163	77,885
税効果額	26,976	27,399
繰延ヘッジ損益	48,186	50,485
土地再評価差額金		
税効果額	75,412	3,922
土地再評価差額金	75,412	3,922
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,887	8,226
為替換算調整勘定	3,887	8,226
退職給付に係る調整額		
当期発生額	337,421	66,576
組替調整額	28,409	96,749
税効果調整前	309,011	163,325
税効果額	109,711	56,722
退職給付に係る調整額	199,300	106,602
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	199,038	184,821
組替調整額	2,408	-
持分法適用会社に対する持分相当額	201,446	184,821
その他の包括利益合計	963,922	765,553

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首(千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計 年度末(千株)
発行済株式				
普通株式	29,331	-	-	29,331
合計	29,331	-	-	29,331
自己株式				
普通株式(注)1、2、5	2,647	1,000	336	3,312
普通株式(従持信託所有分)(注)3、4	104	199	130	173
合計	2,752	1,199	466	3,485

(注)1. 増加株式数のうち1,000千株は、公開買付けによる取得であり、0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 減少株式数のうち46千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 増加株式数のうち198千株は、株式会社フジから市場内立会外取引により取引実行日の前営業日終値にて株式取得を行ったことによるものであり、0千株は市場取引により株式取得を行ったことによるものであります。

4. 減少株式数のうち130千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。

5. 自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分(当連結会計年度期首1,025千株、当連結会計年度減少株式数289千株、当連結会計年度末735千株)を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成24年ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	139
	平成25年ストック・オプション としての新株予約権		-	-	-	-	25,831
	平成26年ストック・オプション としての新株予約権(注)		-	-	-	-	25,164
	平成27年ストック・オプション としての新株予約権(注)		-	-	-	-	17,962
	合計		-	-	-	69,097	

(注)平成26年及び平成27年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	441,676	16.00	平成27年2月28日	平成27年5月22日

(注)1 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式ではありますが、連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成27年5月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金1,676千円を含めずに表示しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年10月5日 取締役会	普通株式	534,935	20.00	平成27年8月31日	平成27年11月13日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,882千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	535,101	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月20日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,468千円が含まれております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首（千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当連結会計 年度末（千株）
発行済株式				
普通株式	29,331	-	-	29,331
合計	29,331	-	-	29,331
自己株式				
普通株式（注）1、2	3,312	400	7	3,704
普通株式（従持信託所有分）（注）3、4	173	-	39	134
合計	3,485	400	46	3,838

- （注）1．増加株式数のうち400千株は、市場内立会外取引による取得であり、0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 2．減少株式数のうち7千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。
- 3．減少株式数のうち39千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。
- 4．自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分（当連結会計年度期首735千株、当連結会計年度減少株式数0千株、当連結会計年度末735千株）を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成24年ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	69	
	平成25年ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	23,187	
	平成26年ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	33,025	
	平成27年ストック・オプション としての新株予約権（注）	-	-	-	-	51,932	
	平成28年ストック・オプション としての新株予約権（注）	-	-	-	-	6,600	
合計		-	-	-	-	114,815	

（注）平成27年及び平成28年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年5月19日 定時株主総会	普通株式	535,101	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月20日

（注）1 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,468千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年10月11日 取締役会	普通株式	658,977	25.00	平成28年8月31日	平成28年11月11日

（注） 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,825千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	659,062	25.00	平成29年2月28日	平成29年5月19日

（注） 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,355千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金	2,145,844千円	2,088,219千円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	2,840,000	3,200,000
現金及び現金同等物	4,985,844	5,288,219

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により、株式会社三鈴が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	682,373千円
固定資産	990,203
資産合計	1,672,576
流動負債	459,636
固定負債	333,149
負債合計	792,785

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主に、(株)アージュにおける店舗設備(器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主に、エフ・ディ・シー・プロダクツグループにおける販売管理システム(ソフトウェア)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
1年内	290,339	227,605
1年超	472,030	281,016
合計	762,369	508,622

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
1年内	379,933	379,933
1年超	1,182,612	802,678
合計	1,562,546	1,182,612

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については資金計画に照らして銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。

資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引については投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。また、従業員等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、受取手形や売掛金等の営業債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であり、個別に回収可能性を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業活動の安全と営業取引に伴う債権の保全を図るため、取引先の信用度を評価し取引先ごとに与信限度を設定・管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各子会社からの報告に基づき、業務部が適宜に資金繰り計画を作成・更新するとともに、CMSにより各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成28年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,145,844	2,145,844	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,671,116	3,671,116	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	300,360	360
その他有価証券	2,840,000	2,840,000	-
(4) 未収入金	130,500	130,500	-
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,400,000	1,405,410	5,410
関係会社株式	13,258,032	15,986,541	2,728,509
その他有価証券	3,832,275	3,832,275	-
(6) 差入保証金	334,717	337,812	3,095
(7) 長期貸付金	18,118		
貸倒引当金	6,100		
	12,018	11,981	37
(8) 敷金	2,414,191	2,440,965	26,773
(9) 破産更生債権等	85,924		
貸倒引当金	85,924		
	-	-	-
資産計	30,338,697	33,102,807	2,764,110
(10) 支払手形及び買掛金	4,289,341	4,289,341	-
(11) 未払法人税等	1,545,501	1,545,501	-
(12) 長期借入金	478,810	478,810	-
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	626,303	622,811	3,492
(14) 長期預り保証金	269,892	210,555	59,336
負債計	7,209,849	7,147,019	62,829
デリバティブ取引	52,352	52,352	-

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,088,219	2,088,219	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,137,084	3,137,084	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	3,200,000	3,200,000	-
(4) 未収入金	301,829	301,829	-
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,400,000	3,389,925	10,075
関係会社株式	14,411,340	19,129,603	4,718,263
その他有価証券	4,436,402	4,436,402	-
(6) 差入保証金	267,444	268,384	940
(7) 長期貸付金	19,099		
貸倒引当金	6,104		
	12,995	12,948	46
(8) 敷金	1,895,332	1,908,079	12,746
(9) 破産更生債権等	79,906		
貸倒引当金	79,906		
	-	-	-
資産計	33,150,647	37,872,475	4,721,828
(10) 支払手形及び買掛金	3,955,932	3,955,932	-
(11) 未払法人税等	1,141,834	1,141,834	-
(12) 長期借入金	378,940	378,940	-
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	375,652	374,622	1,029
(14) 長期預り保証金	262,783	206,991	55,792
負債計	6,115,143	6,058,321	56,821
デリバティブ取引	25,532	25,532	-

個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、金銭信託及び譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 差入保証金、(7) 長期貸付金、(8) 敷金

時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割引いた現在価値により算定しております。

(9) 破産更生債権等

破産更生等債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(10) 支払手形及び買掛金、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(13) リース債務(短期リース債務を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 長期預り保証金

時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
非上場株式 1	328千円	328千円
長期預り保証金 2	54,535	54,839

- 1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。
- 2 返還時期の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(14) 長期預り保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,145,844	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,671,116	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	300,000	-	-	-
其他有価証券				
其他	2,840,000	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	1,400,000	-
未収入金	130,500	-	-	-
長期貸付金	-	10,284	1,449	6,384
合計	9,087,461	10,284	1,401,449	6,384

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,088,219	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,137,084	-	-	-
有価証券				
其他有価証券				
其他	3,200,000	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	3,400,000	-
未収入金	301,829	-	-	-
長期貸付金	-	5,283	3,972	9,842
合計	8,727,132	5,283	3,403,972	9,842

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	-
リース債務	280,597	202,169	99,195	33,728	10,611	-
合計	280,597	202,169	99,195	33,728	10,611	-

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	-
リース債務	199,671	108,610	43,156	20,054	4,158	-
合計	199,671	108,610	43,156	20,054	4,158	-

長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,200,000	1,206,270	6,270
	小計	1,200,000	1,206,270	6,270
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	500,000	499,500	500
	小計	500,000	499,500	500
合計		1,700,000	1,705,770	5,770

当連結会計年度(平成29年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	900,000	904,550	4,550
	小計	900,000	904,550	4,550
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,500,000	2,485,375	14,625
	小計	2,500,000	2,485,375	14,625
合計		3,400,000	3,389,925	10,075

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	3,123,718	2,016,270	1,107,448
	(2)その他	2,619	-	2,619
	小計	3,126,337	2,016,270	1,110,067
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	705,937	886,394	180,456
	(2)その他	2,840,000	2,840,000	-
	小計	3,545,937	3,726,934	180,456
合計		6,672,275	5,742,664	929,610

当連結会計年度(平成29年2月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	4,076,951	2,500,296	1,576,654
	(2)その他	2,450	-	2,450
	小計	4,079,401	2,500,296	1,579,104
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	357,000	407,975	50,974
	(2)その他	3,200,000	3,200,000	-
	小計	3,557,000	3,607,975	50,974
合計		7,636,402	6,108,272	1,528,129

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1)株式	0	0	-
(2)その他	-	-	-
合計	0	0	-

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

なお、下落率が30～50%の株式の減損にあつては、個別銘柄毎に、当連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		1,011,775	-	49,449
	ユーロ		7,697	-	280
	中国元		38,325	-	2,622
	合計		1,057,798	-	52,352

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		587,935	-	25,412
	ユーロ		8,906	-	86
	中国元		4,955	-	206
	合計		601,797	-	25,532

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度（基金型）、確定拠出制度及び退職一時金制度を設けております。

確定給付型企業年金基金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

確定拠出制度では、勤続年数等に対応した掛金を拠出しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社及び一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また一部の連結子会社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、「2.確定給付制度」に含めて記載しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
退職給付債務の期首残高	2,811,143 千円	2,762,930 千円
会計方針の変更による累積的影響額	37,400	-
会計方針の変更を反映した期首残高	2,773,743	2,762,930
勤務費用	67,683	71,589
利息費用	26,054	25,084
数理計算上の差異の発生額	73,839	37,849
退職給付の支払額	178,390	166,410
退職給付債務の期末残高	2,762,930	2,731,043

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
年金資産の期首残高	3,006,296 千円	2,683,406 千円
期待運用収益	91,487	81,765
数理計算上の差異の発生額	263,582	104,425
退職給付の支払額	154,167	154,312
事業主からの拠出額	22,461	21,046
その他	19,090	17,346
年金資産の期末残高	2,683,406	2,718,985

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	195,118 千円	197,791 千円
退職給付費用	18,914	5,077
退職給付の支払額	16,241	5,117
連結除外による減少額	-	156,812
退職給付に係る負債の期末残高	197,791	40,939

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	2,291,640 千円	2,198,785 千円
年金資産	2,683,406	2,718,985
	391,765	520,200
非積立型制度の退職給付債務	669,081	573,336
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	277,315	53,136
退職給付に係る負債	669,081	573,336
退職給付に係る資産	391,765	520,200
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	277,315	53,136

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
勤務費用	67,683 千円	71,589 千円
利息費用	26,054	25,084
期待運用収益	91,487	81,765
数理計算上の差異の費用処理額	28,409	96,749
簡便法で計算した退職給付費用	18,914	5,077
確定給付制度に係る退職給付費用	7,244	116,735

(6) 退職給付に係る調整額(税効果控除前)

	前連結会計年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
数理計算上の差異	309,011 千円	163,325 千円

(7) 退職給付に係る調整累計額(税効果控除前)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
未認識数理計算上の差異	367,599 千円	204,274 千円

(8) 年金資産に関する事項
年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
債券	19 %	21 %
株式	37	40
現金及び預金	5	-
生保一般勘定	36	36
その他	3	2
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
割引率	1.00 %	1.00 %
長期期待運用収益率	3.20 %	3.20 %

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)14,920千円、当連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)13,580千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	39,232千円	48,093千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年6月13日	平成25年6月12日	平成26年7月24日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役及び相談役 32名	当社従業員 3名 子会社従業員 343名	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 22,600	普通株式 120,000	普通株式 36,700
付与日	平成24年7月13日	平成25年7月12日	平成26年8月21日
権利確定条件	付与日(平成24年7月13日)以降、権利確定日(平成26年7月13日)まで継続して勤務していること	付与日(平成25年7月12日)以降、権利確定日(平成27年7月12日)まで継続して勤務していること	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月21日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成24年7月13日～平成26年7月13日	平成25年7月12日～平成27年7月12日	平成26年8月21日～平成28年8月21日
権利行使期間	平成26年7月14日～平成29年7月13日	平成27年7月13日～平成30年7月12日	平成28年8月22日～平成31年8月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年7月24日	平成27年7月6日	平成28年6月8日	平成28年6月8日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 21名	当社従業員 5名 子会社従業員604名	当社取締役 6名	子会社取締役 20名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 24,800	普通株式 102,000	普通株式 27,000	普通株式 24,700
付与日	平成26年8月21日	平成27年8月20日	平成28年7月14日	平成28年7月14日
権利確定条件	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月21日)まで継続して勤務していること	付与日(平成27年8月20日)以降、権利確定日(平成29年8月20日)まで継続して勤務していること	付与日(平成28年7月14日)以降、権利確定日(平成30年7月14日)まで継続して勤務していること	付与日(平成28年7月14日)以降、権利確定日(平成30年7月14日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成26年8月21日～平成28年8月21日	平成27年8月20日～平成29年8月20日	平成28年7月14日～平成30年7月14日	平成28年7月14日～平成30年7月14日
権利行使期間	平成28年8月22日～平成31年8月21日	平成29年8月21日～平成32年8月20日	平成30年7月15日～平成33年7月14日	平成30年7月15日～平成33年7月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日	平成26年 7月24日	平成27年 7月6日
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	-	-	36,700	24,800	102,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	36,700	24,800	-
未確定残	-	-	-	-	102,000
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	1,600	76,200	-	-	-
権利確定	-	-	36,700	24,800	-
権利行使	800	6,800	-	-	-
失効	-	1,000	-	-	-
未行使残	800	68,400	36,700	24,800	-

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年 6月8日	平成28年 6月8日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	27,000	24,700
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	27,000	24,700
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日	平成26年 7月24日	平成27年 7月6日
権利行使価格(円)	986	1,641	2,366	2,366	2,945
行使時平均株価(円)	2,360	2,474	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	87	339	537	537	667

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年 6月8日	平成28年 6月8日
権利行使価格(円)	2,362	2,362
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	407	407

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第9回および第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	36.400%
予想残存期間	(注) 2	3.143年
予想配当	(注) 3	40.0円 / 株
無リスク利率	(注) 4	0.356%

- (注) 1. 平成25年5月23日から平成28年7月14日の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去の行使実績に基づき付与日から権利行使期間の38.090%が経過する時点までの期間としております。
3. 平成28年2月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りをを用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産(流動資産)		
賞与引当金	182,312千円	108,947千円
未払事業税等	112,869	72,804
商品評価損	87,749	167,584
貸倒引当金	3,792	2,345
繰延ヘッジ損益	18,511	-
税務上の繰越欠損金	-	108,291
その他	139,910	125,746
繰延税金資産小計	545,146	585,719
評価性引当額	24,407	-
繰延税金資産合計	520,738	585,719
繰延税金負債(流動資産)		
繰延ヘッジ損益	-	8,887
繰延税金負債合計	-	8,887
繰延税金資産(流動資産)純額	520,738	576,831
繰延税金資産(固定資産)		
貸倒引当金	36,636	36,529
役員退職慰労引当金	142,867	116,653
有価証券評価損	186,228	57,575
退職給付に係る負債	320,460	187,558
税務上の繰越欠損金	276,018	135,403
減損損失	403,615	402,500
その他	523,868	527,925
繰延税金資産小計	1,889,696	1,464,147
評価性引当額	1,140,102	639,171
繰延税金資産合計	749,594	824,976
繰延税金負債(固定負債)		
買換資産圧縮積立金	179,980	77,044
固定資産圧縮積立金	79,024	166,136
退職給付に係る資産	232,032	248,684
投資有価証券	446,874	437,143
その他有価証券評価差額金	325,989	451,523
その他	301,722	307,344
繰延税金負債合計	1,565,624	1,687,876
繰延税金負債(固定負債)純額	816,030	862,900

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率		33.1 %
(調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の 法人税等の負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5以下である ため注記を省略しております。	
評価性引当額の増減		3.4
持分法投資利益		4.6
のれん償却費		2.4
その他		1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.5

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日に開始する連結会計年度および平成30年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.9%に変更されております。また、平成31年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.6%に変更されております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

事業分離

子会社株式の売却

1. 売却の概要

(1) 子会社の名称および事業内容

名 称：株式会社三鈴

事業内容：婦人服・雑貨の企画・製造・販売

(2) 売却の理由

当社グループにおける中長期的な相乗効果を慎重に検討すると同時に、株式会社三鈴（以下「三鈴」といいます）の更なる発展を考慮した結果、三鈴の得意とするエレガンス系ヤングレディスアパレル分野でRIZAPグループ株式会社（旧健康コーポレーション株式会社）と連携していくことが、三鈴において今後の事業拡大につながると判断いたしました。

(3) 事業分離日

平成28年4月28日（株式売却日）

平成28年3月1日（みなし売却日）

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	682,373千円
固定資産	990,203
資産合計	1,672,576
流動負債	459,636
固定負債	333,149
負債合計	792,785

(2) 会計処理

三鈴の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

3. 当該子会社が含まれていた報告セグメント

アパレル事業

4. 連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当連結会計年度の期首を売却日として事業分離を行っているため、当連結会計年度の連結財務諸表には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び当社グループ所有不動産の建設リサイクル費用であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
期首残高	1,002,570千円	1,054,363千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	82,577	63,283
時の経過による調整額	12,325	9,843
資産除去債務の履行による減少額	43,110	13,525
連結の範囲の変更に伴う減少額	-	119,657
期末残高	1,054,363	994,306

(賃貸等不動産関係)

当社の一部子会社は、広島県、愛媛県及びその他の地域において、賃貸商業設備及び賃貸用オフィスビル（土地を含む。）を有しております。

平成28年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は342,914千円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）、

平成29年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は383,856千円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

		前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	4,344,055	3,923,135
	期中増減額	420,920	100,439
	期末残高	3,923,135	3,822,696
期末時価		8,850,263	8,760,516

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は資本的支出によるもの(41,092千円)であり、主な減少額は減価償却によるもの(175,576千円)、不動産売却(285,189千円)、であります。当連結会計年度の主な増加額は資本的支出によるもの(23,452千円)であり、主な減少額は減価償却によるもの(123,891千円)であります。

3 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主たる取扱商品を基礎に「ジュエリー事業」、「アパレル事業」の2事業を報告セグメントとしております。

ジュエリー事業

(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ及びその子会社が、主にジュエリーやバッグを中心とした商品群において、企画・製造・販売の一貫したブランドビジネスを展開しております。その主なブランドは「4」、「canal 4」、「EAUDOUCE 4」、「Luria 4」等であります。

アパレル事業

(株)アスティ及びその子会社が、アパレルやバッグを核に、中国やベトナム、バングラデシュ等の海外生産拠点を強みに企画提案力のあるメーカー機能やアパレル機能を有し、大手アパレル、専門店及びGMSを主たるマーケットに事業展開しております。また、(株)アージュが、婦人服、服飾雑貨及び実用衣料品を中心とするリテール事業を主として西日本で展開しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結損益計算書 計上額 (注)2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	31,880,339	21,003,300	52,883,639	-	52,883,639
セグメント間の内部売上高 又は振替高	45,854	982,822	1,028,676	1,028,676	-
計	31,926,194	21,986,122	53,912,316	1,028,676	52,883,639
セグメント利益	5,831,333	188,655	6,019,989	94,001	6,113,990
セグメント資産	30,987,456	23,769,027	54,756,483	5,819,825	60,576,308
その他の項目					
減価償却費	726,157	446,166	1,172,323	26,626	1,198,949
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,000,689	450,180	1,450,870	82,600	1,533,470

- (注)1 (1) セグメント利益の調整額94,001千円には、のれん償却額 496,504千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費 577,157千円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額5,819,825千円のうち、その主なものは、全社資産5,460,739千円及びのれんの未償却残高5,213,301千円であります。なお、主に余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額26,626千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額82,600千円は報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結損益計算書 計上額 (注) 2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	33,166,923	16,630,542	49,797,466	-	49,797,466
セグメント間の内部売上高 又は振替高	26,920	988,597	1,015,517	1,015,517	-
計	33,193,844	17,619,140	50,812,984	1,015,517	49,797,466
セグメント利益	5,980,208	494,438	6,474,647	55,155	6,529,802
セグメント資産	32,336,203	22,936,863	55,273,066	7,147,812	62,420,878
その他の項目					
減価償却費	797,879	369,613	1,167,492	17,805	1,185,298
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	749,823	202,481	952,304	-	952,304

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額55,155千円には、のれん償却額 496,504千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費 574,543千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額7,147,812千円のうち、その主なものは、全社資産5,619,065千円及びのれんの未償却残高4,716,796千円であります。なお、主に余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額17,805千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
減損損失	107,273	120,663	227,936	-	227,936

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
減損損失	119,705	142,223	261,928	-	261,928

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、496,504千円、未償却残高5,213,301千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、496,504千円、未償却残高4,716,796千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主 (会社等)	(株)フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(所有) 直接 - 間接 22.6 (被所有) 直接 11.9 間接 0.9	自己株式 の取得	自己株式 の取得(注)	2,600,000	-	-

(注) 自己株式の取得につきましては、平成27年7月6日の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により買付価格を1株につき2,600円にて行っております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	(株)フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(所有) 直接 - 間接 22.6 (被所有) 直接 11.9 間接 0.9	店舗の賃貸	店舗用土地・ 建物の賃貸	586,306	-	-

(注) 1 記載金額には、消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
関連 会社	(株)フジ	愛媛県 松山市	15,921,446	食料品・ 衣料品・ 日用雑貨 等の販売	(所有) 直接 - 間接 22.6 (被所有) 直接 11.5 間接 0.9	店舗の賃貸	店舗用土地・ 建物の賃貸	587,808	-	-

(注) 1 記載金額には、消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(イ) 従業員のための企業年金等

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は(株)フジであり、その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	24,376,224	24,807,476
固定資産合計	133,174,201	133,782,080
流動負債合計	45,490,734	44,637,656
固定負債合計	46,788,406	43,284,205
純資産合計	65,271,285	70,667,695
売上高	300,225,803	299,229,631
税金等調整前当期純利益	5,562,418	7,600,187
当期純利益	3,550,215	4,837,627

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	1,747.62円	1,920.55円
1株当たり当期純利益金額	163.22円	193.38円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	162.92円	193.13円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,277,182	4,962,562
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,277,182	4,962,562
普通株式の期中平均株式数(株)	26,205,718	25,662,520
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	47,932	32,655
(うち新株予約権(株))	(47,932)	(32,655)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成27年7月6日 取締役会決議 第8回新株予約権 普通株式 102,000株	平成27年7月6日 取締役会決議 第8回新株予約権 普通株式 102,000株

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	45,237,823	49,074,456
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	69,097	114,815
(うち新株予約権(千円))	(69,097)	(114,815)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	45,168,726	48,959,640
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	25,845,932	25,492,557

3 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度139,623株、当連結会計年度153,096株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度173,400株、当連結会計年度134,200株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	280,597	199,671	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	478,810	378,940	0.29	平成32年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	345,705	175,981	-	平成30年3月1日～ 平成33年9月31日
合計	1,105,113	754,592	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-
リース債務	108,610	43,156	20,054	4,158
合計	108,610	43,156	20,054	4,158

(注) 長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	909,114	71,512	133,183	847,443
建設リサイクル費用	145,249	1,613	-	146,862
合計	1,054,363	73,126	133,183	994,306

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	11,588,520	22,935,702	34,477,000	49,797,466
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,357,240	2,667,400	4,237,178	6,943,945
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,217,699	2,081,327	3,103,907	4,962,562
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	47.10	80.55	120.68	193.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	47.10	33.44	40.14	72.92

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,764,614	1,651,584
有価証券	3,140,000	3,200,000
繰延税金資産	13,879	108,110
関係会社短期貸付金	598,673	326,167
未収入金	1,193,416	1,336,621
その他	1,17,128	1,10,688
流動資産合計	5,727,711	5,633,172
固定資産		
有形固定資産		
建物	473	394
工具、器具及び備品	195	97
リース資産	6,254	14,567
有形固定資産合計	6,923	15,059
無形固定資産		
ソフトウェア	38	-
リース資産	25,656	29,484
無形固定資産合計	25,694	29,484
投資その他の資産		
投資有価証券	1,405,171	3,407,536
関係会社株式	28,291,799	27,412,458
関係会社出資金	15,833	-
関係会社長期貸付金	159,096	157,416
従業員に対する長期貸付金	516	336
繰延税金資産	37,495	168,277
その他	82,554	94,327
貸倒引当金	-	157,416
投資その他の資産合計	29,992,467	31,082,934
固定資産合計	30,025,085	31,127,478
資産合計	35,752,797	36,760,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	15,807,405	17,516,296
リース債務	15,441	18,623
未払金	1 21,015	1 17,493
未払費用	1 5,854	1 5,925
未払法人税等	51,965	5,802
賞与引当金	8,200	6,400
役員賞与引当金	14,300	19,050
その他	24,674	9,226
流動負債合計	15,948,856	17,598,817
固定負債		
長期借入金	478,810	378,940
リース債務	18,591	28,823
退職給付引当金	3,033	3,602
役員退職慰労引当金	112,570	116,000
その他	73,600	73,600
固定負債合計	686,604	600,965
負債合計	16,635,461	18,199,782
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金		
資本準備金	14,838,777	14,838,777
その他資本剰余金	39,906	39,120
資本剰余金合計	14,878,683	14,877,897
利益剰余金		
利益準備金	417,300	417,300
その他利益剰余金		
別途積立金	6,794,500	6,794,500
繰越利益剰余金	51,363	190,660
利益剰余金合計	7,263,163	7,402,460
自己株式	5,580,089	6,322,427
株主資本合計	19,048,277	18,444,451
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39	1,600
評価・換算差額等合計	39	1,600
新株予約権	69,097	114,815
純資産合計	19,117,336	18,560,868
負債純資産合計	35,752,797	36,760,650

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業収益	1,207,084	1,227,534
営業総利益	2,076,084	2,272,534
販売費及び一般管理費	1,252,295	1,252,143
営業利益	1,546,789	1,751,071
営業外収益		
受取利息	119,671	116,910
受取配当金	103	126
その他	1,797	3,042
営業外収益合計	21,572	20,079
営業外費用		
支払利息	142,387	123,748
貸倒引当金繰入額	-	157,416
自己株式取得費用	25,600	833
為替差損	7,868	1,680
営業外費用合計	75,855	183,677
経常利益	1,492,505	1,587,473
特別損失		
関係会社株式売却損	-	462,791
関係会社出資金評価損	59,356	15,833
関係会社株式評価損	912,380	-
特別損失合計	971,737	478,625
税引前当期純利益	520,768	1,108,848
法人税、住民税及び事業税	145,048	1,209
法人税等調整額	33,846	225,737
法人税等合計	178,895	224,527
当期純利益	341,873	1,333,375

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

(単位：千円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,486,520	14,838,777	34,196	14,872,973	417,300	6,794,500	686,102	7,897,902
当期変動額								
剰余金の配当							976,612	976,612
当期純利益							341,873	341,873
自己株式の取得								
自己株式の処分			5,710	5,710				
自己株式の 従持信託からの売却								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	5,710	5,710	-	-	634,739	634,739
当期末残高	2,486,520	14,838,777	39,906	14,878,683	417,300	6,794,500	51,363	7,263,163

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 (従持信託 所有分)	自己株式 合計					
当期首残高	2,576,265	99,350	2,675,616	22,581,780	829	829	43,311	22,625,921
当期変動額								
剰余金の配当				976,612				976,612
当期純利益				341,873				341,873
自己株式の取得	2,602,207	549,252	3,151,460	3,151,460				3,151,460
自己株式の処分	76,979		76,979	82,689				82,689
自己株式の 従持信託からの売却		170,008	170,008	170,008				170,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					869	869	25,786	24,917
当期変動額合計	2,525,228	379,244	2,904,473	3,533,502	869	869	25,786	3,508,585
当期末残高	5,101,493	478,595	5,580,089	19,048,277	39	39	69,097	19,117,336

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,486,520	14,838,777	39,906	14,878,683	417,300	6,794,500	51,363	7,263,163
当期変動額								
剰余金の配当							1,194,078	1,194,078
当期純利益							1,333,375	1,333,375
自己株式の取得								
自己株式の処分			785	785				
自己株式の 従持信託からの売却								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	785	785	-	-	139,297	139,297
当期末残高	2,486,520	14,838,777	39,120	14,877,897	417,300	6,794,500	190,660	7,402,460

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 （従持信託 所有分）	自己株式 合計					
当期首残高	5,101,493	478,595	5,580,089	19,048,277	39	39	69,097	19,117,336
当期変動額								
剰余金の配当				1,194,078				1,194,078
当期純利益				1,333,375				1,333,375
自己株式の取得	865,887		865,887	865,887				865,887
自己株式の処分	15,354		15,354	14,569				14,569
自己株式の 従持信託からの売却		108,194	108,194	108,194				108,194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,639	1,639	45,718	47,358
当期変動額合計	850,532	108,194	742,337	603,826	1,639	1,639	45,718	556,468
当期末残高	5,952,026	370,400	6,322,427	18,444,451	1,600	1,600	114,815	18,560,868

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券

市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(純額) 15年

工具、器具及び備品(純額) 5年

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける自己株式の処分に関する会計処理方法について)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入し、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

詳細につきましては、『第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(追加情報)』をご参照ください。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
短期金銭債権	101,347千円	86,269千円
短期金銭債務	3,967千円	3,213千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
営業取引による取引高		
営業収益	2,076,084千円	2,269,506千円
販売費及び一般管理費	41,158千円	23,909千円
営業取引以外の取引による取引高	46,196千円	25,957千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年3月1日 至平成28年2月29日)	当事業年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)
広告宣伝費	59,342千円	56,543千円
役員報酬	59,850千円	63,800千円
給料及び手当	72,760千円	58,955千円
賞与引当金繰入額	8,200千円	6,400千円
役員賞与引当金繰入額	14,300千円	19,050千円
役員退職慰労引当金繰入額	15,170千円	18,790千円
減価償却費	26,626千円	17,805千円
業務委託費	46,183千円	52,212千円
おおよその割合		
販売費	11.2%	10.8%
一般管理費	88.8%	89.2%

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の記載を行っておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
関係会社株式	28,291,799	27,412,458

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,710千円	1,975千円
未払金	-	308
未払事業税	10,629	-
未払法定福利費	363	277
長期未払金	-	875
貸倒引当金	-	48,200
役員退職慰労引当金	36,435	35,532
退職給付引当金	978	1,104
関係会社株式	105,105	105,105
関係会社株式評価損	294,333	-
関係会社出資金評価損	50,610	52,885
その他有価証券評価差額金	18	-
税務上の繰越欠損金	-	243,694
その他	238	150
繰延税金資産小計	501,424	490,111
評価性引当額	450,049	206,192
繰延税金資産合計	51,375	283,919
繰延税金負債		
未収還付事業税	-	2,869
為替差益	-	3,955
その他有価証券評価差額金	-	706
繰延税金負債合計	-	7,531
繰延税金資産純額	51,375	276,387

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	67.0	35.8
評価性引当額の増減	66.2	22.0
従持信託からの残余財産分配金の損金算入	14.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.9	1.8
役員賞与引当金	1.0	0.6
株式報酬費用	1.8	1.4
その他	1.6	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4	20.3

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.9%に変更されております。また、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から30.6%に変更されております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	473	-	-	78	394	628
	工具、器具及び備品	195	-	-	97	97	2,600
	リース資産	6,254	10,855	-	2,542	14,567	16,737
	計	6,923	10,855	-	2,719	15,059	19,966
無形固定資産	ソフトウェア	38	-	-	38	-	-
	リース資産	25,656	18,876	-	15,048	29,484	-
	計	25,694	18,876	-	15,086	29,484	-

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産 グループウェア 18,876千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	-	157,416	-	157,416
賞与引当金	8,200	6,400	8,200	6,400
役員賞与引当金	14,300	19,050	14,300	19,050
役員退職慰労引当金	112,570	18,790	15,360	116,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで		
定時株主総会	5月中		
基準日	2月末日		
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) - 無料		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載するものとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.yondoshi.co.jp		
株主に対する特典	2月末日現在の株主名簿に記載又は記録されていた100株以上ご所有の株主に対し、ご所有株主数に応じて、当社グループでご利用いただける株主ご優待券(券面額1,000円)、当社グループ商品、そしてCSR型の優待として日本水フォーラムへの寄付の3つの中から1つをお選びいただけます。		
	ご所有株式数	株主ご優待券	当社グループ商品
	100株以上	2,000円分のご優待券 (券面額1,000円×2枚)	2,000円相当の 当社グループ商品
	500株以上	5,000円分のご優待券 (券面額1,000円×5枚)	5,000円相当の 当社グループ商品
	1,000株以上	8,000円分のご優待券 (券面額1,000円×8枚)	8,000円相当の 当社グループ商品
	3,000株以上	12,000円分のご優待券 (券面額1,000円×12枚)	12,000円相当の 当社グループ商品
	5,000株以上	15,000円分のご優待券 (券面額1,000円×15枚)	15,000円相当の 当社グループ商品
	日本水フォーラムへの寄付		
			1,000円の寄付
			3,000円の寄付
			5,000円の寄付
			8,000円の寄付
			10,000円の寄付

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第66期（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日） 平成28年5月20日関東財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第62期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第63期（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第64期（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第65期（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

(3)内部統制報告書及びその添付書類

平成28年5月20日関東財務局長に提出。

(4)四半期報告書及びその確認書

第67期第1四半期（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日） 平成28年7月15日関東財務局長に提出。

第67期第2四半期（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日） 平成28年10月14日関東財務局長に提出。

第67期第3四半期（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日） 平成29年1月13日関東財務局長に提出。

(5)四半期報告書の訂正報告書及びその確認書

第65期第1四半期（自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

第65期第2四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

第65期第3四半期（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

第66期第1四半期（自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

第66期第2四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

第66期第3四半期（自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日） 平成28年5月11日関東財務局長に提出。

(6)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成28年5月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 平成28年6月8日関東財務局長に提出。

(7)訂正臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 平成28年7月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月17日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヨンドシーホールディングスが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。